

教職員資質向上検討会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教職員一人一人の資質向上を図るための方策等に関して検討するために設置する教職員資質向上検討会議(以下、「検討会議」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 処分基準の見直し
- (2) 教職員意識調査等による現状把握と分析等
- (3) 教職員一人一人の倫理意識を高めるための研修の構築
- (4) 教職員のメンタルヘルスのあり方
- (5) 採用方法のあり方
- (6) 管理職登用のあり方と降格制度の検討
- (7) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討会議の構成員は別表1のとおりとする。

- 2 検討会議に議長及び副議長を置き、議長は教育長をもって充てるものとし、副議長は教育監をもって充てるものとする。
- 3 議長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名した副議長がその職務を代理する。

(運営)

第4条 検討会議は、議長が招集し、議長が議事進行を行うものとする。

- 2 検討会議の議決は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(幹事会)

第5条 検討会議に、進行管理等全体調整を図るための幹事会を置く。

- 2 幹事会の構成員及びその座長は、別表2のとおりとする。
- 3 幹事会の運営は、第4条の規定に準じて行うものとする。

(部会)

第6条 検討会議に、専門的かつ具体的な事項を調査審議させるためのワーキング会議として、次に掲げるとおりの部会を置く。

- (1) 規律部会 第2条第1号に掲げる事項に関して調査審議するものとし、その構成員及びリーダーは別表3のとおりとする。
 - (2) 倫理部会 第2条第2号から第4号までに掲げる事項に関して調査審議するものとし、その構成員及びリーダーは別表4のとおりとする。
 - (3) 人事管理部会 第2条第5号及び第6号に掲げる事項に関して調査審議するものとし、その構成員及びリーダーは別表5のとおりとする。
- 2 各部会の運営は、第4条の規定に準じて行うものとする。

(庶務)

第7条 検討会議に関する庶務は、島根県教育庁総務課において処理する。但し、部会にあっては、各部会のリーダーが属する所属において処理するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年12月2日から施行する。

2 この要綱は、平成15年12月1日から適用する。

附 則

1 改正後の要綱は、平成15年12月17日から施行する。

附 則

1 改正後の要綱は、平成16年4月5日から施行する。

2 改正後の要綱は、平成16年4月1日から適用する。